

中家第124号  
令和6年5月31日

中央管内各市町村長 殿

中央家畜保健衛生所  
所長 稲嶺 修  
(公 印 省 略)

豚熱の発生予防及びまん延防止対策の徹底について

みだしのことについて、畜産課長より別添のとおり通知があります。  
下記について、家畜の所有者に周知指導いただき、防疫対策に万全を期するようお願いいたします。

記

- 1 人、車両、物等の農場への出入り時の消毒や野生動物の侵入防止対策の実施など、豚等飼養農場におけるウイルス侵入防止対策について再点検するとともに、その強化を徹底すること。
- 2 豚熱ワクチンについては、ワクチンのみで豚熱の感染を防ぐことはできないことを十分に認識し、適切な飼養管理を徹底した上で、適時・適切な接種を行うこと。
- 3 家畜保健衛生所への通報の遅れは他の農場へのまん延リスクを高めることになることを改めて認識し、豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状を認めた場合における速やかな家畜保健衛生所への連絡を徹底すること。

特に、一般的な慢性疾病を疑って連絡が遅れる事例がみられていることから、飼養豚群において通常と異なる死亡の増加又は継続等の状況を認めた場合には、一般的な慢性疾病を疑う場合であっても、まずは豚熱及びアフリカ豚熱の可能性を疑い、家畜保健衛生所に相談すること